カエル!ジャパン通信 Vol.115 2018年11月5日

発行: 内閣府 仕事と生活の調和推進室

<<<今号の目次>>>

- 1. コラム
- 11月は「テレワーク月間」 テレワーク導入のポイントとは?
- 2. 最新情報

《お知らせ》 5件 《地方公共団体等の動き》 12件

■□■1. コラム

11月は「テレワーク月間」 テレワーク導入のポイントとは?

働き方改革関連法の施行が近づき、多くの企業でより具体的な働き方の見直しを進めています。なかでも柔軟な働き方を実現する代表的な施策である「テレワーク」については、注目度が高く、政府でも様々な推進施策を行っており、2015年より11月を「テレワーク月間」とし、テレワークの認知向上・実践・支援を集中的に実施する期間として展開しています。

日本では、「テレワーク」というと在宅勤務を想像しがちですが、移動中のモバイルワークやサテライトオフィスでの勤務もテレワークにあたります。テレワーク制度として確立はしていないものの、オフィス外勤務も事実上実施しているという企業も少なくありません。また、在宅勤務においても、1日を通して在宅勤務をするという「終日在宅」だけでなく、1日のうち午前中は自宅で勤務し、午後はオフィスへ出社するという「部分在宅」を適用する企業も増えてきました。2017年2月に厚生労働省より「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」が発信され、テレワーク勤務における勤務時間の考え方や制度適用について情報整理されたこともあり、適切な労務管理やセキュリティ対応ができるよう、各企業での取組整備も進んできています。

特に中小企業においては、「テレワークを導入したいけれどどうやって導入すればよいか分からない」「制度はあるけれどうまく利用できていない」、などの悩みや疑問もよく聞きます。

そのような要望に応えるべく、国家戦略特区の一環として、東京都と国がテレワークの普及を推進することにより、企業における優秀な人材の確保や生産性の向上を支援するためのワンストップセンターとして、「東京テレワーク推進センター」を2017年7月24日に開設し、現在、株式会社パソナが受託運営しています。

センターでは、テレワークについて「体験」・「情報収集」・「相談」を行うことができます。 テレワークは難しい、導入費用が高いというイメージを持つ方もいますが、IT 技術の発達 によりクラウドサービスも充実し、安価で簡易に利用できるサービスも増えています。 また、全社導入の前に、部門や対象を限定し、トライアルを行ったうえで、対象を拡大す る手法をとる企業も多く、小規模から利用できるチャットやファイル共有、画面共有ツー ルなど、テレワークツールの組み合わせによって、テレワーク勤務が格段に円滑実施でき るようになります。センターにはコンシェルジュが常駐しており、テレワークツールを体 験しつつ、テレワーク導入事例紹介や助成金等の案内も受けられます。

事務作業以外にも、製造・建設・小売業などでも遠隔操作技術を活用したテレワークは進んでおり、先進技術のVRやAI、ドローンなどの活用も含めた未来の働き方や実践的な働き方改革手法を知ることができる多様なセミナーも開催しています。

11 月のテレワーク月間を契機に、ぜひテレワークを実践いただき、それぞれの企業・団体の文化に合った推進に向けて、東京テレワーク推進センターなど各種支援施策をぜひ活用してはいかがでしょうか。

湯田 健一郎 (ゆだけんいちろう) 株式会社パソナ リンクワークスタイル推進統括

組織戦略・BPO・CRM のコンサルティングに携わり、特に ICT を活用した事業プロセス最適 化の視点から、幅広い業界・企業を担当。現在は株式会社パソナにて、テレワーク推進の 統括を行うとともに、自身でもパラレルワークを実践。一般社団法人クラウドソーシング 協会の事務局長を務めるとともに、国家戦略特区として、テレワーク推進を展開している 東京テレワーク推進センターの統括、政府の働き方改革推進に関連する経済産業省の「雇 用関係によらない働き方に関する研究会」や厚生労働省の「柔軟な働き方に関する検討会」 「雇用類似の働き方に関する検討会」委員等も務める。

テレワーク推進関連リンク集

テレワーク月間 : <u>http://teleworkgekkan.org/</u>

東京テレワーク推進センター: https://tokyo-telework.jp/ テレワーク関連資料 : http://www.tw-sodan.jp/materials/

《お知らせ》

【内閣府ほか】

11月はテレワーク月間です

→テレワーク推進フォーラム(総務省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省の呼びかけにより平成17年11月に設立された産学官のテレワーク推進団体)では、平成27年から11月を「テレワーク月間」として、テレワークの普及促進に向けた広報等を集中的に行っています。

[テレワーク月間サイト] http://teleworkgekkan.org/

上記のサイトでは、テレワークに関する活動を実施している企業や個人の情報、テレワーク月間に関するイベントの情報などを掲載しています。サイトから参加登録をすると、参加証としてテレワーク月間のロゴマークが配布され、ホームページや名刺に掲載するなど、自由に御利用いただけます。積極的な登録をお待ちしております!

【総務省】

平成30年度テレワークマネージャー派遣事業がはじまりました

→総務省では、働き方改革のためテレワークの導入を検討したい、または、テレワークを 導入したいが情報セキュリティや労務管理面などで不安や悩みをお持ちの企業・団体に対 し、問題解決のための専門家を派遣するテレワークマネージャー派遣事業を行っています。

[テレワークマネージャー派遣のお申し込み・お問い合わせ]

http://www.keieiken.co.jp/h30telework/

お申し込みいただくと、事務局が申請企業・団体と派遣内容の調整を行い、問題解決のため最も適した専門家をテレワークマネージャーとして派遣(最大3回まで)し、テレワーク導入のための支援を行います(無料)。テレワークの導入にあたってのお悩みやご不明なことがありましたら、この機会にぜひ活用をご検討ください!

【厚生労働省】

「働き方・休み方改革シンポジウム」を開催します

厚生労働省では、11月~12月に「働き方・休み方改革シンポジウム」を福岡・仙台・名古屋・札幌・広島で開催します。

学識経験者による基調講演のほか、企業の取組事例の紹介、パネルディスカッションを通じて、働き方・休み方改革のポイントを紹介するとともに、2019年4月1日から施行される改正労働基準法、改正労働時間等設定改善法、改正労働安全衛生法のポイントについても説明します。参加費は無料です。

※詳細は以下をご覧ください。

※事前申込制(先着順)。

働き方・休み方改善ポータルサイト: https://work-holiday.mhlw.go.jp/seminar/

【厚生労働省】

「企業におけるイクメン・イクボス養成セミナー」の参加者募集中!

男性の育児休業や育児目的休暇の取得推進のため、育休取得のメリットや企業の取組事例などを紹介するセミナーを実施します。

このセミナーでは、企業の人事労務担当の方が社内研修に使用できる資料を使い、育休取 得のポイントを分かりやすく解説します。後半のグループワークの時間では、他社の実例 を聞くことで、自社の取組のヒントを得ることができます。

11 月の開催概要は以下のとおりです。12 月以降も全国各地で開催します。【参加無料・要事前申込み】

■津会場

日時 2018年11月6日(火) 14:00~16:00 会場 JA三重ビル本館 本館5階大会議室 ※三重県と共催

■新潟会場

日時 2018年11月7日 (水) 14:00~16:00 会場 駅前オフィス貸会議室7階大会議室

■大阪会場

日時 2018年11月20日(火) 14:00~16:00 会場 エルおおさか7階709

■熊本会場

日時 2018年11月27日(火) 14:00~16:00 会場 熊本県総合福祉センター5階研修ホール

■函館会場

日時 2018年11月29日 (木) 14:00~16:00 会場 ホテル・サンシティー4階大ホール

■大津会場

日時 2018 年 11 月 30 日 (金) 14:30~16:30 会場 ピアザ淡海大会議室 ※滋賀県と共催

【参加申込みなど詳細はこちら】

https://ikumen-project.mhlw.go.jp/event/#seminar

【厚生労働省】大分労働局

「イクメン川柳」と「STOP!マタハラ標語」を募集中!

→イクメン川柳とマタハラ標語を募集しています。仕事と生活の両立やハラスメント防止 について考えてみませんか?

応募締切: 平成30年11月30日/募集部門:(1)「イクメン川柳」部門(2)「STOP!マタハラ標語」部門/各賞:最優秀賞1作品、優秀賞2作品(各部門)/応募方法:WEBサイトに掲載しているリーフレット裏面の応募用紙を使用し、FAXまたは郵便により御応募ください。(お一人様何枚でも応募可)

https://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/_1 21688_00003.html

《地方公共団体の動き》

【秋田県】

「あきた女子活交流会」開催

→県内の企業で働く先輩社会人女性で構成する「あきた女子活応援サポーター」が、就活体験談や秋田で働く魅力についてカフェスタイルでお話しする「あきた女子活交流会」を開催します。当日は、就職活動などに関するお悩み相談にも乗ってもらえます。

日時・場所: (仙台会場) 平成30年11月10日(土)15:00~17:30、Maru Cafe マルカフェ (秋田会場)11月17日(土)15:00~17:30、秋田市文化産業施設「松下」/対象: 秋田での就職に関心がある女子学生※31年春就職予定者を除く。大学院・短大・専修学校生を含む。/定員:各回20名/参加費:無料/申込:メールまたは電話(詳細はWEBサイトにて)

http://common3.pref.akita.lg.jp/jyosei/news/53808

【宮城県】

「女性のチカラを活かす企業」ゴールド認証企業

→「女性のチカラを活かす企業」として認証された企業のうち、特に優れた取組を行っている企業が「ゴールド認証企業」となります。「ゴールド認証企業」は、男女共同参画サイトや各種パンフレット等で、取組を積極的に御紹介します。平成30年10月1日現在、28社をゴールド認証企業として掲載しています。

https://www.pref.miyagi.jp/site/kyousha/ninshokigyo-gold.html

【神奈川県】

働き方改革企業担当者交流会のお知らせ

→神奈川県では、企業における「働き方改革」を推進するため、働き方改革企業担当者交 流会を開催します。

「仕事と介護の両立を支援できる管理職とは」/日時 平成30年11月28日(水)10時~12時/会場 川崎市役所 第4庁舎 4階 第6会議室/講師 独立行政法人労働政策研究・研修機構 主任研究員 池田 心豪 氏/対象:管理職等

「~生産性向上につなげる~「長時間労働の是正」とは」/日時 平成31年1月30日(水)10時~12時/会場 かながわ県民センター1501会議室/講師 社会保険労務士法人トムズコンサルタント 執行役員 小宮 弘子 氏/対象:人事労務担当者等

参加費:無料/定員:各30名(応募者多数の場合抽選)/申込方法:WEB、FAXにて

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/koryukai/index.html

【新潟県】

「働く女性のためのアサーティブトレーニング」参加者募集

→「アサーティブ」とは、自分も相手も大切にした、誠実で対等、率直なコミュニケーションの理論と方法です。職場での人間関係を円滑に築くため、すぐに使えるスキルを実践的に学びます。

開催日:平成30年11月17日(土)10:00~17:00/会場:新潟県女性センター女性団体交流室2/対象:働いている女性/講師:木野村 由季さん(特定非営利活動法人アサーティブジャパン トレーナー)/参加費:5000円(当日受付にてお支払)会員は参加費の割引あり/定員:20人(申込先着順)/保育:有り/申込方法等詳細はWEBサイトにてhttps://npwf.jp/event/働く女性のためのアサーティブトレーニング/

【山梨県】

講座「輝く女性のためのキャリアアップレッスン」開催

→目標へと進む女性が様々な角度から自分を見つめ直すだけでなく、自身のキャリアを豊

かにブラッシュアップするためのトレーニング講座です。

ビジネスマナー編「高感度アップ! 聴く・話す・伝える技術」/日時: 平成 30 年 11 月 13 日(火) 19:00~20:30

美肌メイク編「明日から使えるメイクテクニックを身につけよう!」/日時:12月11日(火)19:00~20:30/持ち物:鏡、タオル、ヘアピン、ティッシュ、普段使っているメイク品(チーク・アイシャドウ・アイライナー等)

会場: ぴゅあ総合 小研修室 1/対象: 働く女性、就活中の女性、キャリアアップを目指す女性/定員: 各回 30 名(各回いずれかの受講も可能です)/受講無料(要事前申込) https://www.yamanashi-nponet.jp/system/users/101/att/180926100349_412790.pdf

【岐阜県】岐阜市

ワーク・ライフ・バランス講演会「元東レ経営研究所社長が語る!仕事も家庭もあきらめない生き方!

→自閉症の長男やうつ病の妻との生活も大切にしながら、激務と家庭とのバランスをどのように保ち、こなしてきたのか。仕事への情熱を捨てず、様々な事業改革に全力で取り組んできた体験を伺います。

日時: 平成30年11月23日(金・祝)14:00~15:30/場所: ハートフルスクエアーG2階大研修室/参加費: 無料/申込方法: 岐阜市女性センターのホームページ「講座お申込み」から、または往復はがきでお申込ください/託児を希望の方は、11月13日(火)までにお申し込みください。(必着)

http://gifujo.pref.gifu.lg.jp/event/2018/09/post-138.html

【滋賀県】

教職員さんかく講座「半径 3m からの業務改善~忙しすぎる先生、一人ひとりの豊かな人生のために~」

→「変わる学校、変わらない学校」、「思いのない学校、思いだけの学校、思いを実現する 学校」などの著者で、文部科学省 学校業務改善アドバイザーの妹尾昌俊さんによる講演で す。

日時:平成30年11月15日(木)14:30~16:30/会場:県立男女共同参画センター大ホール/参加対象者:教職員、関係機関職員、一般県民/参加料:無料/申込締切:11月9日(金)

http://www.pref.shiga.lg.jp/c/g-net/seminar/files/kyoshoku30.pdf

【三重県】

企業におけるイクメン・イクボス養成セミナー「社内にイクボスを増やすノウハウを学ぶ」 開催

→男性の育児休業取得促進に取り組んでいる厚生労働省との共催により、仕事と私生活や 育児の両立支援促進による企業等のメリットや、両立支援やイクボスを推進するための取 組方法、男性の育児休業取得促進に向けた取組等を学ぶセミナーを開催します。

日時: 平成30年11月6日(火)14:00~16:00(受付13:30~)/会場: JA 三重ビル本館5階 大会議室/対象者:企業や自治体の人事労務担当者をはじめ、どなたでも参加いただけます。/定員: 先着100名※定員に達し次第締切/参加費:無料/申込方法: WEB、Eメール、FAXにて

http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0323600025.htm

【大阪府】大阪市

「第9回 イクメン写真コンテスト」投票受付中

→応募作品を下記の投票会場に掲示、来館者による一般投票を行っています。皆さんどう ぞ御来館ください。

投票会場:クレオ大阪中央・西・南・東・子育て館、四条畷市市民総合センター、大阪市立都島区民センター、大阪市立阿倍野市民学習センター/投票期間:平成30年11月30日(金)まで/結果発表:12月20日(木)※予定/表彰式:平成31年1月20日(日)※クレオ大阪中央ホールで実施

http://www.creo-osaka.or.jp/ikumen/

【島根県】

「イクメン・イクボス出前セミナー」講師を無料で派遣します

→社内・団体内でのイクボス・ワークライフバランス・働き方改革などの研修に「無料」 で講師を派遣します。

募集企業・団体数:8社・団体/出前セミナー内容:「講演」、「講演+ワークショップ」、「ワークショップ」の、いずれか御希望の形態で研修を実施します。内容は実施決定後、相談の上決定します/実施期間:平成31年3月までの希望日/申込締切:平成30年11月30日(金)※申込多数の場合は事務局で選考させていただきます。/申込方法:専用の参加申込書(PDF形式)に必要事項を御記入の上、FAXまたはメールにてお申し込みください。https://www.pref.shimane.lg.jp/education/syoushika/syoushika/cmspprt/ikumen/ikuboss_seminar.html

【広島県】広島市

平成30年度「広島市男女共同参画推進員養成講座(全3回)」受講生募集

→講座を修了された方は「男女共同参画推進員」として広島市に登録し、広島市内において活動します。

日程:第1回 11月10日(土)、第2回 11月17日(土)、第3回 11月24日(土)/時間:各日13:30~16:30/定員:20人(先着順・要申込)/対象:要件を満たす18歳以上の方(詳細はWEBサイトにて)/参加費:無料/場所:ゆいぽーと4階 研修室1/申込方法:チラシ裏面の「受講申込書」に記入の上、TEL・FAX・Eメールでお申し込みください/申込締切:11月8日(木)必着

http://www.yui-port.city.hiroshima.jp/index.php?page_id=335

【熊本県】

「よかボス企業」の登録企業・店舗、市町村の一覧を更新しました。

→平成29年9月6日から募集を始めた「よかボス企業」が159事業所になりました。(平成30年10月1日現在)オール熊本で県民の総幸福量の最大化を目指すために、「よかボス宣言」を行う企業、「よかボス企業」を随時募集しています。

http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_20771.html

【編集後記】

展示会でテレワークシステムを初めて体験したときは少し戸惑いましたが、今は珍しくもなくなり、違和感なくコミュニケーションを取っています。ただ、会議であれば発言しやすいが、通常のコミュニケーションはどのようにとればいいかなど、使いこなしたからこそ見えてくる課題もあります。小さな問題も丁寧に解決することが持続可能の第一歩となるようです。

このメールは送信専用メールアドレスから配信されております。このままご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。

配信中止・配信先変更は、こちらから http://wwwa.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/tetsuzuki.html

バックナンバーはこちらから

http://wwwa.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/backnumber/index.html

このメールマガジンへの御意見・御要望はこちらから https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0086.html 内閣府「仕事と生活の調和」推進サイトはこちらから http://wwwa.cao.go.jp/wlb/